

臨床実習における不当待遇から捉えた教育指導方法に関する研究

保健医療学専攻・リハビリテーション学分野・リハビリテーション学領域
学籍番号：14S3062 氏名：松崎秀隆
研究指導教員：高嶋幸男 教授 副研究指導教員：原口健三 教授

キーワード： 不当待遇 臨床実習 教育指導方法

【研究の背景と目的】

理学療法士（PT）や作業療法士（OT）を含めた保健医療従事者育成のための指定規則（カリキュラム）には、専門科目として、臨床実習（実習）が組み込まれている。この実習において学生は、技術だけでなく、時間厳守や整容など社会人としてのルールや、仕事に対する姿勢、職業倫理など医療人としてのマナーを学ぶことになる。そして、この実習で指導する立場になるのが、臨床実習指導者（SV）である。SV は認知領域（知識）および精神運動領域（技術）、情意領域（態度）の指導を行う。特に専門職としての適性や、態度など、情意領域（態度）に対する教育指導方法に重きを置く SV も少なくない。この SV の資格要件は、臨床経験 3 年以上の実務経験を有することであり、教育指導方法や教育学関連の技能は必須ではない。よって、自身が学生時代に受けた指導方法と同じ方法で学生を指導する、いわゆる世代間連鎖的教育指導方法で実践されることも多い。実際、SV の実習に対する教育指導方法は様々であり、教育的指導方法に関する知識や技能が不十分な場合も多い。したがって、社会性や実習態度が未熟な学生と教育的知識や指導方法が不十分な SV との間で、実習指導を介した不当待遇（medical student abuse）が生じる可能性は高くなっている。すでに、著者らは先行研究において、実習における SV の不当待遇を報告している¹⁾。この不当待遇の要因には、実習環境や教育指導方法など様々な要因が考えられる。最近では、中川²⁾が「経験則だけでなく、教育的視点へ向けた、教育的配慮の重要性」を報告している。そこで本研究の目的は、学生が実習で経験する不当待遇の有無を調査し、不当待遇に関連する要因を多面的に検討し、保健医療教育において、教育指導方法の分野にも目を向ける必要性について提言することである。

【方法】

対象は、学生および資格者である。学生については、2013 年～2015 年に著者の勤務する養成校の PT 学科・OT 学科の最終学年に在籍し、実習を経験した学生述べ 237 名（PT 学科：163 名、OT 学科：74 名）から回答を得た。平均年齢は 23.1±4.6 歳（平均±標準偏差）、年齢範囲 20～46 歳であった。なお、実習評価で不合格になった学生、および調査日に欠席した学生は除外した。最終的な有効回答数は、232 名（PT 学科：160 名、OT 学科：72 名、有効回答率 97.9%）となった。一方、資格者については、2015 年 4 月～2015 年 12 月にかけて、PT を中心に開催された研修会および講習会に参加し、本調査研究に同意の得られた 1368 名。また、全国の養成校からランダムに抽出した 43 施設に郵送調査を実施し、453 名から回答を得た。結果、資格者の総数は 1821 名、平均年齢 31.9±8.1 歳。年齢範囲 21～60 歳、平均臨床経験 8.6±7.1 年、経験範囲 1～31 年。教育従事者の平均教育経験 6.9±7.1 年、経験範囲 0.5～26 年であった。最終的な有効回答数は、臨床 1048 名（有効回答率 76.6%）、教育 361 名（有効回答率 79.7%）の合計 1409 名となった。調査方法は、質問紙を用いた実態調査型量的研究である。学生へは実習での不当待遇経験の有無。資格者へは、過去の不当待遇経験有無の他、実習教育指導方法、生涯学習の内容、教育用語の知識に関する項目を選定し調査を実施した。学生は、3 年間の総数調査および年次推移、性別、年齢別にて比較検討した。また、資格者は、総数調査および性別、職業別、経験年数別、就業形態別にて比較検討した。統計学

的処理には、統計解析ソフト SPSS12.0J for Windows を用いて、 χ^2 test および級内相関係数などを実施し、5% 未満を有意水準とし算出した。

【結果】

(1) 学生調査結果について

実習にて不当待遇を経験、感じたとする学生は 146 名 (62.9%)。項目については、学業に関する不当待遇 104 名 (44.8%)、言葉による不当待遇 106 名 (45.7%) に高値を認めた。この項目は、その他の比較においても同様であった。内容については、無礼または冷淡な態度を取られる 78 名 (33.6%)、教える際の不快な態度 53 名 (22.8%) など、SV が教育指導する際の態度や姿勢に影響を受けている可能性が高いことを認めた。また、一般社会にて注視される、セクハラについては 21 名 (9.1%) であった。

(2) 資格者調査結果について

資格者は、生涯学習の重要性を認識しており、勉強会や研修会へ参加経験があるものは 1263 名 (89.6%) を認めた。そして、実習での学生指導、教育に興味を示しているものは 1094 名 (77.6%) となった。一方、実習における教育指導に苦慮したとするものが 1035 名 (73.5%) に上ることも認めた。しかし、苦慮したとする教育指導方法の自己研鑽を行っているものは 371 名 (26.3%) と、少数に留まることを認めた。この結果からも裏付けられるが、教育用語の理解度は、ほとんどの語句で低値を示した。また、不当待遇について経験、感じたとする資格者は 621 名 (44.1%) に上った。つまり、以前より実習における不当待遇は存在し、その項目も学業に関する不当待遇、言葉による不当待遇と、現在の学生との類似する項目で高値を認めていた。それぞれの比較において特徴的であったのは、性別比較であり、実習指導への興味、学習機会、学会での発表経験などに、女性に有意な低値を認めた。

【考察】

本調査から、実習における不当待遇は、以前より常態化し、学生、資格者ともに、無礼または冷淡な態度、教える際の不快な態度、忙しいからと指導されないなど、SV の教育指導する際の態度や姿勢に影響を受けていたことが分かった。SV の仕事（指導）上の態度や姿勢、別の言葉で表せば、ソーシャルスキルに影響を受けていたと言い換えることもできる。つまり、このソーシャルスキルや、プロフェッショナルリズムなど、資格者の資質醸成が、不当待遇軽減に影響すると考えられる。しかし、現在の指定規則（カリキュラム）に、これらを学ぶための項目はない。これからの保健医療教育では、医学的知識や技術の学びだけでなく、教育指導方法（論）や、プロフェッショナルリズムの醸成にも目を向ける必要がある。もちろん、基礎学力やレジリエンス低下などの学生側の要因、入試選抜方法や実習到達目標の不明確性など養成校側の要因に目を向けることも大切である。一方で、本調査の限界も明らかとなった。今回の不当待遇調査は、一般社会で用いられるハラスメント解釈と同様に、学生が表出した全ての数値を不当待遇と定義し実施した。しかし、実習教育においては、時に資格者からの叱咤激励も必要となる。このことを学生のレジリエンスの問題から、不当待遇と捉える可能性は否定できない。また、資格者の回答についても、教育用語については、自身が説明できるとしたものを数値化したに過ぎず、本当に他者に教育用語を十分に説明できるかの確認には至っていない。多因子が影響する不当待遇を定義する難しさと、教育指導方法の理解度についても、更なる継続研究が必要である。しかし、本調査結果から、不当待遇軽減に向けた、保健医療教育における、指定規則（カリキュラム）改訂の必要性は明らかである。今後は、現在の資格者が用いている様々な実習教育指導方法や内容をより精査し、EPA（Entrustable professional activity）の水準、実習目標の明確化を含め検証していく必要がある。そして、資格者が実習教育者（clinical educator）として、実習指導に携わることが、不当待遇の軽減に繋がると考えている。

【引用文献】

- 1) 松崎秀隆・原口健三・吉村美香ら. 臨床・臨地実習で医療系学生が感じる不当待遇. 理学療法科学, 2015,30(1):57-61
- 2) 中川法一. セラピスト教育のためのクリニカル・クラークシップのすすめ第 2 版. 東京:三輪出版, 2013:1-10